

## 若者編

# 消費生活センターに寄せられた 消費者トラブルです。ご注意ください！

## 《副業、もうけ話》



「消費者庁イラスト集より」

### 【事例】

「簡単に儲かる副業」というインターネットの広告を見て3,000円のマニュアルを購入した。購入した事業者から電話があり「有料プランに入らなければもうからない。高額なプランほど色々なサポートが受けられる」と言われ、65万のプランを契約した。指示通りにしたがもうからず、事業者と連絡も取れなくなった。

### アドバイス

- ・簡単に儲かる話はありません。きっぱり断りましょう。
- ・友人や知人から勧誘されて断りにくいと思っても、必要の無い契約はきっぱり断りましょう。
- ・「お金がない」と言って断ると、クレジットカードでの決済や、学生ローン等の借金を勧められる場合があります。断る際は「契約しない」とはっきり断りましょう。

## 《美容医療、エステ》



「消費者庁イラスト集より」

### 【事例】

脱毛エステの無料体験後、30万円のコースを勧められた。  
お金がないと断ったが、「分割払いなら月額1万円でOK」などと言われ契約した。  
解約したい。

### アドバイス

- ・「無料体験」などと言った甘い言葉には注意しましょう。
- ・契約前に本当に必要か冷静に考え、安易に高額な契約をしないようにしましょう。
- ・クレジット契約は借金です。手数料などもよく確認しましょう。
- ・エステ契約は1か月を超える契約であれば、8日間はクーリングオフができます。

○前橋市

前橋市消費生活センター  
〒371-0022 前橋市大手町二丁目12-1  
電話 027-898-1755

## 消費生活センターに寄せられた 消費者トラブルです。ご注意ください！

回覧

### 《定期購入》



「消費者庁イラスト集より」

#### 【事例】

ネット通販で「ダイエットサプリ初回限定500円」という広告を見て注文した。

商品が届き、納品書に「次回お届け〇月〇日、代金7,000円」と書かれていた。1回だけのつもりで購入した。

7,000円は支払いたくない。

#### アドバイス

- 定期購入である旨や解約方法など、注文する前に販売サイトを隅々まで確認しましょう。念のため、最終確認画面を保存しておきましょう。
- 低価格を強調する広告は特に詳細を確認しましょう。
- 通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。
- 解約のルールは、原則、通販サイトの規約に従うことになります。

### 《屋根修理、排水管清掃》

#### 【事例1】

近所で工事をしているという男性が来訪し「お宅の屋根瓦がずれていますよ。後日、無料で点検をしましょうか。」と言われ、「お願いします。」と返事をした。

家族から、「本当にずれているのか怪しい。」と言われた。

#### 【事例2】

自宅に突然業者が訪問し「排水管の無料点検を行っている」と勧誘された。

無料ならと、点検を依頼した。

点検後、「詰まっている。早く高圧洗浄した方がよい。」と言われ、排水管を高圧洗浄され、代金22,000円はその場で支払った。



「消費者庁イラスト集より」

#### アドバイス

- 突然訪問してきた業者に、安易に点検をさせないようにしましょう。
- 点検後に修理の必要がないのに、「このままでは雨漏りする」「このままだと大変なことになる」などと不安をあおり、契約を急がせるケースもあります。その場では契約しないようにしましょう。
- 自宅を建築した業者や、複数の業者から見積りを取りましょう。